

東腎協

新年特集号

第7号

75. 1. 1

東京都腎臓病患者連絡協議会

事務局

東京都

電話

〇三

あけまして

おめでとうございます

昨年中のみなさまの御活躍、

御苦勞様でした。今年も東腎協

の発展のため、より一層の御支

援、御協力をお願いいたします。

病気を克服し、会員みなさま

の固いスクラムで元気に前進し

ましょう。

東腎協 役員一同



新年をむかえて

美濃部都知事、メッセージ

昭和五〇年の新春を迎えました。狂乱物価と物不足に始まった昨年は、インフレと不況の同時進行という一層沈鬱な状況に暮れました。その状況は、今年も重く私たちの上にのしかかっています。

都政に即して言えば、依然として深まる生活危機から、社会的弱者をはじめとする都民を守りぬくことが今年も引き続き第一の課題となるでしょう。

一方、東京都を含む全国自治体の財政も、去年から今年にかけて未曾有の危機にさらされています。この危機を脱出するには、地方財政の構造に果敢う矛盾を是正する以外にありません。そのための果敢なたたかいを進めることが、今年都政の第二の重要課題だと思います。



四月には、統一地方選挙を迎えます。私は、この選挙が、日本の民主政治を進める確実なもう一歩となることを心から願いつつ、力をこめて、私の昭和五〇年に踏み出そうと思います。

東賢協のみなさんが、腎臓病患者が抱えるさまざまな悩みを解決するために、たゆまぬ努力を続けておられることに対し、私は深く敬意をあらわすとともに、みなさん方に、明るいひかりが見出せる年となるよう心からお祈りして、新年の挨拶といたします。

東京都知事

美濃部 亮吉

石坂会長あいさつ

新年あけまして おめでとうございます
年頭にあたり、会員の皆様方が、今年も元気にご活躍されますよう、ご多幸をお祈り申し上げます。

昨年は、インフレの不景気というきびしい社会情勢のもと大変な一年でありましたが、今年もまた急激な世状転換はのぞみうすと考えられます。この一年もまた皆様方と手を取り合っ
てがんばっていききたいと思っております。

さて東腎協も腎臓病に悩む人達の生活と権利を守ること及び会員相互の親睦を目的として、昭和四十七年に設立され、以来会員の福祉向上のため多方面にわたる微力ながら、活動を続けておりますがまだ一部役員負担による活動に負うところが多く、役員といえども病気を患うの奉仕ですので、この点会員の皆様方



のご協力を是非お願いする次第です。
昨年当初に掲げました組織の拡大運動も、会員数八〇〇名余となりました。

日本での腎臓病患者数は五〇万乃至七〇万とも云われ、その一〇割が都在住とされています。今年度も同じ病気で悩んでいる人の一人でも多くが語り合い手を取り合い生活全般にわたり向上を図って

生きる灯を燃やし続けられるよう、ひとりて悩む友に呼びかけを多くしていきたいと思っております。

ひとりの声ではきこえなくとも皆の声が響けば大きなこと
だまとなつて社会に反映し、ひと足づつ日本の福祉政策も弱い者に届く真実の施策となることでしょう。
がんばりましょう。

東京都腎臓病患者連絡協議会

会長 石坂 一男

新年にあたって 私の夢、抱負

(順不同)

☆ 昨年は、全腎協の専従事務局長という責任ある大役をおおせつかりました。一昨年来のインフレと不況の中で、私たち患者の療養生活は一層厳しいものになっていきます。私たちの運動は多面的で幅広いものとなりましょう。こうした要求に応えられるような全腎協、東腎協にするために今年も奮闘したいと思えます。

全会員の皆様さんのご指導、ご支援をお願い致します。

全腎協事務局長 小林 孟史
東腎協 副会長

☆ 昨年は会計を担当し、四月には神戸で開かれた全腎協総会に出席し、その間に神戸の街や港を見て歩いたりしました。発病後初めて一人で遠方の地を踏みしめた気持は実に新鮮でした。ネフローズで六年間苦しんだのも夢の様に思えました。帰宅後もそれ程、疲れずでこれに味をしめ、八月には夏休みを利用し

た北海道一人旅、十一月には奥多摩の日の出山へ登ったりで実に充実した年となりました。

今年は今行っている職業訓練校も三月で卒業、又その為新年早々には就職試験があり、不況下とあつて大部厳しいのですが、なんとかしようと思つています。そして新しい人生のスタートに全てをかけています。

☆ 伊藤喜良
新年早々結婚します。

今年さらさら意気込みを發揮して東腎協の活動にも頑張りたいと思います。

☆ 加藤茂
明けましておめでとうございます。

昨年は新年早々買占め、オイルショック等々我々にとつて厳しい一年でした。今年はずさぎ年だそうですが、地道な東腎協もそろそろこの辺で大きくジャンプしてもいい時期に来ているのではないのでしょうか。

会員皆様及び支援されている方々と共に一緒に考え、一緒に参加できる東腎協をつくつていきたいと思つています。

吉田

☆ 透折を始めてから二年を過ぎ、お蔭さまでここまで無難に來れましたが、当初より体調も良くなり、元気に働いております。そして昨年は兩國クリニク腎友会も結成され、会長というお役目を頂き少しでも会員の皆様方のお役に立てばと活動しております。又私の夢として家庭透折を行なうことです。

現在私は週三回の透折ですが、自家営業で比較的時間があるとはいうもののやはり不便をまぬがれる事が出来ません。まだまだ金銭的、医療的に問題があると思つていますが一日も早く実現したいと思つています。

兩國クリニク腎友会会長
中島良明

☆ 今年こそはと思つていますが、昨年は大したこともできず過してしまいました。今年には抱負は持たずに私自身十年前より「ネフロローゼ」で苦しんで來ましたので、「ネフロローゼ」患者に対する医療費の無料化」が実施された夢を見ることですが、夢の夢として「難病患者に対する生活保障」が国の措置で実現さ

れることです。また東腎協・役員としては、少しでも会員皆様の役に立つ様、活動したいと思つておりますので会員皆様のご協力をお願い致します。

☆ ことぶし会・平沢三吾
いつまでも親のスネをかじるわけにはいかないので今年こそ就職しよう。機関紙を交換しましょう。

渋谷区千駄ヶ谷一丁目

代々木病院腎友会 山崎雅和

☆ 昨年は、透折を始めて二年目でしたが、一年目は外シャントでしたので大変苦労してしまいましたが、昨年より内シャントにしていただき、自分でも驚くほど活動範囲が広がり、旅行（神戸、軽井沢、京都、西伊豆）なども楽しめました。でも機関紙担当と云うことで追いまくられてしまったところもありました。

☆ 今年、三年目ですので、少し余裕をもつてのんびり、気楽に過そうと思つています。できれば、沖繩へ行って泳ぐことが今年の夢です。

糸賀久夫

☆ 本年は、三回透折が実現しますよう

に。東腎協がますます発展しますよに。
デート、旅行など今年ではできるだけ
く遊ぶようにしよう。

副会長・泉 山

☆ 今年こそは医学の発展に期待をかけ
て頑張りますよ。

事務局・一ノ清明

☆ 腎臓がなくなつてから満七年が過ぎ
た。今年も青春はあるのだろうか。

虎の門・阿部 光美



“お正月料理によせて”

国立王子病院

栄養士 安 西 志保子

十二月の日々は、去る年への未練と反省と、また新しく来る年への希望の入り
乱れた、何となく心理的に落着かない時を感じるのには私だけでようか？ せめて
生涯に一年だけでも“充実した年であった”と行く年を送りたいものであるが、
来年こそとくり返しつつ年を重ねて居る。こんな気持が透折食を食べて居る人の
心理と同じ様な気がする。“明日から守る” “あしたこそ水分を制限して見る”
“明日こそ” “何回も身にした言葉である。

明日こそは、今日からなのですネ、今日の食事の一口が明日のコンディションに
大きく現れる事は皆さん自身が充分ご存じのはずです。一年間で一番心のブレ
キが弱くなる時が年末と年始のようです。外がどんなに変わっても食事のブレ
キはゆるめないでください。私の病院の患者さんの中にはおせち料理は全部手作り
と云う家庭もありますし、“お正月もおせち料理は作らずバランスのとれた献立を
考えている”と話している家族もあるようです。

お正月料理を上手に献立していただくために、一品料理を書いてみました。

主食の料理

餅・・・
もちは六cm×四cm×一cmを、

二コで約米飯軽く一杯分に
相当する栄養量があります。

米飯よりは水分が少ないの
で献立に入れて見ましよう。

① 濃巻き

普通の家庭でも作るもの
ですが、正油でなく無塩パ
ターを良くぬって香りの良
のりを巻き暖かい内に食
べてください。

② くるみ餅

くるみ(羅ずめは塩分が強

副食の料理

③ イチゴ餅

い)をすりばちで良くすり粉アメ、サトーで好みの味をつけ、焼きたてのお餅をサツト湯を通して、すつたくるみをまぶして暖かいうちに食べてください。

フルーツ
きんとん
魚のマリネ

④ 納豆餅

納豆の中にみつ葉と七味唐辛子を少しふりこみ、焼きたての餅か、つきたてのやわらかい餅を入れて見てください。

タコの
オイル漬

⑤ ビーナツ餅

皮つきのビーナツを皮むいて乾いたまな板の上で包丁で細かくきざみ、許された塩分量で辛子正油を作り、きざみビーナツと合せて暖かい餅をつけて食べます。

紅茶 玉子

三色なます

おさつ、りんご、レーズン、パインを使い、甘ずっぱいきんとんを作ってみましょう。

小鯛、小アジ、キス、何でも出来る料理です。良く水気をふきとり、揚油で衣をつけずに良く揚げます。あついに油分を切り、酢、みりん、許された分の正油の中に漬けこみ三〇五時間するととても美味しく食べられます。

いきの良い酢タコを五割の厚さに切り、サラダオイルと七味唐辛子(少々)の中に漬けこんでおき、四〇五日が食べ頃のようなです。固茹にした玉子を、からを出来るだけ細かくひび割をつけます。そのまま薄い紅茶の中に漬けておき、サラダ等と一緒に盛り付けて見ましょう。

ます。大根、人参は細切にしてゆでる(軽く)、乾き菊はもどして良く水分を切っておき三種共に甘酢に漬けます。

以上の料理は数量、分量を記入しませんが、各自好みに合せ許された塩分量、蛋白質を良く計算してお作りください。

「衛生局長へ初めての予算要請を實現」

十一月十八日(月)

東腎協では、東京都衛生局長・野村巖市氏に対し五〇年度予算要求についての要請行動を行いました(要請内容は、都議会請願内容と同様です)。

東腎協としては、結成以来はじめて、局長との直接話し合う場をもつことが出来た訳であります。

内容については、短時間であったので充分話し合えたとはいえませんでした。石坂会長より要請内容が細かに説明されましたので局長にも直接私たちの訴えが理解されたのではないかと思います。

その中で局長から①腎臓病治療の研究

については、都の臨床医学総合研究所(駒込)にて実施したい②都立病院の透折を充実させていく③ネフローゼ症候群については、公費負担の予算化を検討中などの話がありました。

なお、今後も引き続き話し合いを深めていくことを申し合せて話し合いを終りました。

東腎協より石坂会長、一ノ瀬事務局員、米賀幹事が参加しました。



提出請願書へ協議局

請願主旨説明会行なう

議員と直接話し合いもつ

請願署名、一〇、四六三名集まる !!

東腎協では、本年も都議会議長あての

請願署名活動を取り組んできましたが、みなさんの御協力の結果一〇、四六三名もの署名が集まりました。

事務局ではこれをもとに十一月二十九日(金)に請願主旨説明会をおこない、

直接議員方と私たちの対話を実現することが出来ました。請願主旨説明会の内容は次のとおりです。

参加者

● 都議会議員出席者

○ 平山羊介(自民党) 政調会会長

○ 川崎 実(公明党) 衛生経済物価清

掃委員会委員長

○ 高山真三(社会党) 政調会副会長

○ 塩谷アイ(共産党) 建設労働委員会

委員

東腎協より石坂会長はじめ二〇名が参

加。

はじめに、石坂会長より、今回の請願にいたるまでの活動の内容がはなされ、今回の署名の中には速く小笠原諸島のみ

なさんからも御協力をいただいで全部で一〇、四六三名もの署名が集められている

ことが報告され、各議員のみなさん方によく検討していただき是非実現されるようにとのあいさつがありました。

各議員あいさつ

平山議員「みなさんの請願書は、細部に

わたって検討している。また、衛生局

にも検討させているところ。私も医師でもありますが、充分理解しておりませんが、すぐ実現出来るものとそうでないものがありますので出来るものから協力していきたい。

川崎議員「詳しい状況については、みなさん方の請願主旨を聞き、みなさんと協力して実現にむけて全力を尽したい。

私たちは、難病対策について真正面から取り組んできました。透析の予算化もそのあらわれです。これからも頑張っていきたいと思えます。

塩谷議員―東腎協の実態調査をもとにした今回の請願要請を基本的に支持し、一緒に頑張っていきたい。

衛生行政へのしわ寄せをうけている人々に対し、都が積極的に行ないうる範囲がまだまだ少ない。みなさんの要求は多面的にわたっておりますのでみなさんの御意見をよくうかがいながら進めていきたい。

高山議員―私たちは、五〇年度予算として諸要求をまとめてみなさんの要求を全面的に受け入れるよう衛生局などへ働きかけを行なうところである。

腎臓病及びその現状説明

泉山副会長より、腎臓の役割や人工腎臓、シャントなどについて現状説明が行なわれました。

請願主旨説明

一ノ瀬幹事より今回の請願主旨説明が行なわれ、「私たちのような患者を増さないようにとの願いから、実態調査をふ

まえ、みんなで検討し、要求集約を行なって請願書を作成しました」との説明がなされました。

一般会員と議員との意見交換

山崎さん（代々木病院）

専門医療関係者の中で特にテクニシャンの問題ですが、資格認定を行ない、生活面でも安定するようにすべきだ。社会復帰についても、社会復帰がしやすいよう、家庭透折や夜間透折をしてほしい。

家族の方（三軒茶屋病院）

私は、妻が透折を受け大変こまづいてる。実態調査委員会の設置を早急にして人間の声をつかんでほしい。

高橋さん（西新井病院）

私たちの病院では、週三回の夜間透折を行ない、完全社会復帰をしている。しかし、国の更生医療の指定になっていないのではよく認可してほしい。

牛岡さん（国立王子病院）

国の予算の額ではなかなか夜間透折が受けられない。透折は回数を増やした方がよいので、家庭透折を普及させてほしい。そのために機械の貸付けや

住宅事情なども優遇してほしい。

石坂さん（虎の門病院）

私たちのところでは、看護婦、テクニシャンのおかげで大変進歩している。テクニシャンの資格認定を是非やってほしい。また三多摩地区の医療格差をなくしてほしい。

平沢さん（こぶし会）

私は、慢性患者です。個人病院だと医療面での助成のメリットがない。とくに慢性患者は、社会復帰が困難である。腎臓病など慢性患者に対しても充分な施策を行なってほしい。自動車を利用したくても利用しにくいなど、外部障害にくらべ内部障害は大変おくられている。

以上のような内容の話が行なわれ、私たちは国に対しても請願を行なうが都に対する期待は大変大きいので是非よろしくお願ひしたいと云うことで説明会を終り、その後紹介議員に平山羊介（自民党）、川崎実（公明党）、高山貞二（社会党）、塩谷アイ（共産党）、藤原哲太郎（民社党）の各氏になっていただき署名を添て議会局請願受付に提出しました。

腎臓病患者の医療と生活の 改善を要望する請願書

東京都腎臓病患者連絡協議会

請願代表者 石坂 一男

東京都議会議長 殿

請願事項

- 一、都の機関で腎臓病治療の研究をして下さい。
- 二、腎疾患の早期発見、早期治療体制を確立して下さい。
1. 四、五歳児の検尿を実施して下さい。
2. あらゆる職場、地域管理に検尿を採り入れるよう行政指導をして下さい。
- 三、腎炎、ネフローゼ等の長期療養者の医療費を公費負担として下さい。
- 四、総合腎センターを早急に設置して下さい。
- 五、専門医療関係者を充実して下さい。
1. 透析医療関係者の養成機関を作ってください。
- 六、透析技術者（テクニシャン等）の資格認定をして下さい。
2. 透析技術者（テクニシャン等）の資格認定をして下さい。
1. 社会復帰対策を促進して下さい。
2. 深夜、夜間透析のため人工腎臓を新設、増設する病院には公私立にかかわらず補助金を出して下さい。
3. 家庭透析の希望者に機器を貸し付けて下さい。
4. 人工透析及びその他の腎臓病患者を、都及び外郭団体に採用して下さい。
4. 民間企業が腎臓病患者を採用しやすくするような施策を行なって下さい。
- 七、多摩地区の医療格差を是正して下さい。



請願主旨説明会（11月29日）

1. 多摩地区で人工腎臓を新設、増設する病院に対し、公私立にかかわらず補助金を出して下さい。

八、患者代表の参加した腎疾患対策委員会を設置して下さい。

請願理由

はじめに

私たちは、四十七年に腎臓病患者の「いのちとくらしを守る」ことを目的に、都内の腎臓病患者を組織して「東京都腎臓病患者連絡協議会」を結成しました。

以来、私たちは腎臓病患者が抱える様々な悩み、要求実現をめざし国や自治体への働きかけを続けてきました。しかしながら、多くの悩みはなお未解決のままであります。

腎臓病患者は、全国に五〇万人から七〇万人もいるといわれ、その一割が都民としても五万人から七万人にもぼるわけです。ところが、腎臓病は医学が今日ほど進歩しているにもかかわらず、その原因がはっきりせず、その治療も安静、食事療法など消極的なものにとどまり決定的な立法が確立されておりません。

その結果、腎不全に至ったときは一〇〇多死亡し、全国で一万二千人から一万四千人（昭和四〇年から四五五年）の人々が不幸にして亡くなられていました。

最近では、人工透析療法や、腎臓移植などが進歩、普及して数年前までは亡くなる状態だった人々が生命を永らえることができようになっただけでなく、職場の受け入れ体制さえあれば社会復帰も可能となっております。

しかしながら、これらは多くの制約があるうえに「治す」のではなく、あくまで延命策しかありません。

私たちの要求している事は、私たち患者のみならず、現在健康である方々にとつても共通する願いではないかと考えます。また、この度の請願には会員実態調査を行ない、その結果を反映させております。議会におかれましても、私たちの意のあるところをおくみ取り願ひ、行政に反映していただきたく請願をいたす次第であります。

一、都の機関で腎臓病治療の研究をして下さい。

私たち腎臓病患者の願ひは、何と言っ

ても「治してもらいたい」の一言につきません。しかし難病と言われている腎臓病に対し、研究を目的とするような施設は一つも見当りません。このような研究は「病院で行なえるものでもありません。都の臨床医科学研究所や腎センターなどで研究していただき、少しでも早く治してもらいたい。あるいは少しでも長く生きられるように研究して欲しい」というのが私たちの願ひであります。

二、腎疾患の早期発見、早期治療体制を確立して下さい。

このことについては、三歳児検尿の実施など一定の前進——はありますが、まだまだ都民の健康を守るためには不十分であります。そこで特に次の二点の実施をお願いします。

① 四、五歳児検尿を実施して下さい。

これは、私たちの年一回は検尿をしてもらいたいとの要望にもとづくものです。そして、一〇歳程度の発見は治る可能性が非常に強いためでもあります。

② あらゆる職場、地域の健康管理に検尿を採り入れるよう行政指導をして下

さい。

私たちの行なった実態調査においても、健康診断により腎臓病を発見した人は、二〇名となっております。特に女性の透析患者では三名、女性の慢性患者においては一九名となっております。

そして初診日より透析までの年数では一年未満三一名、三年未満では五四名にものぼります。これは、いかに自覚症状がないかを物語るものであります。発見したときには、既に腎不全という方がいかに多いことか。そして、検尿などにより発見することがいかに少ないか、特に家庭の主婦においては発見のきつかけがありません。また、雇用主に対しては、「労働安全衛生法」において、検尿が義務づけられておりますが、その実施ははなはだ不十分であります。そこで都の機関で充分これらの指導をしていただきたい訳であります。

三、腎炎、ネフローゼ等の長期療養者の医療費を公費負担として下さい。

四十七年七月より「人工透析」、四十九年十月より「悪性高血圧」という形で

一部助成されておりますが、人工透析を除き、多くの腎臓病患者は助成の対象とはならないのが実態であります。

たとえ早期発見しても、長い間苦しむのが腎臓病であります（実態調査によると、慢性患者の六四名が四年以上の病歴となっております）。

今年度実施の「悪性高血圧の診断手続き」を見ますと、条件が非常に厳しく、対象が限られるため適用基準は難病患者を救うという目的により合致するものとして下さい。すでに調査の終了している「ネフローゼ症候群」については早急に医療費の公費負担を実施して下さい。

四、総合腎センターを早急に設置して下さい。

遠析技術、腎移植技術の発展に伴って腎疾患の治療は一病院単独で行なえるものではなくなってきました。

都立総合腎センターは、透析実施期間の指導、腎臓病の総合的な研究治療、設備の改良研究、スタッフの養成、情報収集や生活指導の役割を果たすものとして早急に具体的な計画を立てるようにして下さい。

五、専門医療関係者を充実して下さい。

医療関係者の不足は単に腎臓病のみの問題ではないが、人工透析に例をとるとこの治療は医者よりもよりであるが、どちらかという看護婦、透析技術者（テクニシャンなど）の負担におうところが多い。これら専門医療関係者を都の機関により養成し、遊休設備の減少に務めるとともに、透析技術者の生活安定のため次のことを実施して下さい。

① 透析医療関係者の養成機関を作つて下さい。

② 透析技術者（テクニシャンなど）の資格認定をして下さい。

六、社会復帰対策を促進して下さい。人工透析療法や腎臓移植などの進歩のおかげで、私たちがも生命を承らえるだけでなく、社会復帰も可能となりました。

私たちの実態調査によりまして、通院中の人で働いている率は、透析患者で六五名、慢性患者で七四名にのぼりました。これは全国的にみても東京がいかに秀れているかの実証であります。

しかし、反面透析患者で働いていない人のうち、職場なし、適職なし、という人が二六多もおり、生活保護受給者は全国平均一・三多と比較すると、透析患者は一四多の高率にのぼっています。

身体障害者手帳を所有する人は、身体障害者雇用促進法の適用を受けるが、まだ身障者の程度に至らない人に対しては何らの施策もない。この面では外部障害者と同様に五、六級を設けてもらう必要を感じます。

今、透析患者の社会復帰を妨げる最大の原因は、週二回から三回の治療のための通院であります。もし、週五、六日働ければ最大の原因は解決されることとなる訳です。

これらの点より、次の事柄を実施して下さい。

① 華夜、夜間透析のため人工腎臓を新設、増設する病院には公私立にかかわらず補助金を出して下さい。

私たちの実態調査によると、現在華夜、及び夜間透析をしている人は僅か一二多でしかありません。華夜、夜間透析を増やす起爆剤として補助金をお

願いたいと思います。

② 家庭透析の希望者に機器を貸し付けて下さい。

華夜、夜間透析以外で週五、六日働らくためのもう一つの方法が、家庭透析です。仕事を終って夜、自分の家で行なうものです。しかし、これを行なうためには、家庭で使いやすい小型の機械を買うと三〇〇万円以上かかります。とても個人の力ではどうにもなりません。そこで都直接、あるいは財団などを作り患者に貸し付けてほしい訳です。この方法は欧米諸国や、日本では愛知県で採り入れられております。

③ 人工透析及びその他の腎臓病患者を都及び外郡団体に採用して下さい。

特に、特殊法人は身体障害者の雇用率は低く、積極的に採用して下さい。

④ 民間企業が腎臓病患者を採用しやすくなるような施策を行なって下さい。七、多摩地区の医療格差を是正して下さい。

東京には更生医療、都の医療費助成の指定病院が約八〇カ所あります。しかしそのうち、多摩地区にあるもの

は僅か一〇カ所であり、地区も偏っております。

多摩地区で透析を必要とする人は推定三〇〇名おりますが、その内多摩地区で透析を受ける方は一四、五名であり、ある病院では一月より八月までに都内の透析病院を紹介した人数は四八名にのぼるということです。

そこで人工腎臓増加の起爆剤として次のことをお願いいたします。

多摩地区で人工腎臓を新設、増設する病院に対し、公私立にかかわらず補助金を出して下さい。

八、患者代表の参加した腎疾患対策委員会を設置して下さい。

現在まだ国及び都においても、腎疾患患者の実態というものは抱まれておりません。しかし京都を初め、いくつかの県では既にどのような対策を立てるべきか委員会を設置して検討しております。

東京都においても、まずどのような対策を進めるべきか、患者代表の参加した腎疾患対策委員会を設置して下さい。

障害年金に関する 厚生省交渉おこなう

さる一月一二日、全腎協は厚生年金、国民年金の障害年金に関する社会保険庁業務課、国民年金課と交渉を行なった。

当会よりも泉山副会長、加藤事務局次長が参加し、各疑問点につき照会した結果、おおよそ次の点が判明した。

1 認定の時期について

今までは、すべての患者が初診日から三年経った日が廃疾認定日とされていましたが、今回の通達では透析患者については、透析療法を開始した日から三カ月を経過した日が廃疾認定日とされました。ただし、透析療法を開始してから三カ月目よりも、初診日から三年目のほうが先にきた場合は、その日が廃疾認定日となります。

この通達の実施日は九月一四日です。(経過措置はありません)。九月一四日から三カ月前、つまり六月一五日より以前に透析を開始した人で、九月一四日までに初診日より三年を経っていない人は、すべて九月一四日が廃疾認定日となります。

2 廃疾の程度の認定について

① 国民年金では「腎機能検査成績は、当該療法の実施前の成績による」と明確にされていますが、厚生年金では、「最も病状を適切にあらわしている」と認められる数値」「当該療法をうけた直後における腎機能検査成績も参考のうえ」と、やや不明確ですが、これは実際には、透析療法開始前の数値ということですので、診断書を書いてもらう際は十分ご注意ください。

② 腎機能検査成績については、前述のように透析前の数値でよい訳ですが、臨床症状、労働能力(国年の場合は日常生活能力)については透析開始三カ月後(療疾認定日)の状態で判定するといいうことです。

等級判定にあたって不利になる可能性がある訳ですが、一般的には長期入院の透析患者は一級、その他の透析患者は二級と解釈できると考えられます。

しかし、社会保険庁ではあくまで認定基準、通達別表にもとづいて認定するといっています。

③ 厚生年金の場合、現在までかなり多くの透析患者が三級に認定されています。基準から照らしても透析患者が三級では不当です。三級に認定された方は、現況届、診断書の提出時期を待たず、すぐ等級変更の申請をして下さい。以上のように、廃疾の認定にあたっては、医師の診断書の書き方に大きく左右されますので、機関紙などを十分参考のうえ、申請して下さい。

特に、労働能力、日常生活能力は判定の大切な目安になりますので、診断書作成は医師とよく話し合ってください。

3 その他

今回の通達によって、廃疾認定の期間が短縮されたこと、認定基準が明確化されたことは大きな前進であり、私たちの長いあいだの運動の成果であるといえます。同時に、厚年の事後重症制の設定、透析患者の現況届の診断書添付の廃止、国年の三級新設、納付要件の緩和など引き続き運動が必要です。また、抜本的な法改正も運動が必要です。

“障害年金改正を

すすめる会”発足する

障害年金については、最近腎疾患患者については一部改正がありました。ただまだ要件等が厳しく、私達が等しく支給を受けるには到っておりません。

そこで、法改正をも含めて障害年金について改正をすすめる準備会が発足し、二月五日に都の勤労福祉会館にて全国集会がもたれました。

私たち東腎協からも、全腎協と共に平沢、山崎、加藤、泉山の四名が出席しましたので、その報告をいたします。

当日の大会においては、社会党より田口一男氏、共産党より津川武一氏が来賓として見え、力強く励ましていただきました。

そして次に、今日までの経過報告が次の通りありました。

(経過報告) 九月一日、日本患者同盟より全国患者団体連絡協議会に、一三日には障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会に対し、改正運動を患者、障害者団体によびかけるよう申し入れがあり

両協議会の賛成を得た。

九月二日、両協議会は連名をもつて全国の患者、障害者団体九八にたいし、共同運動をよびかけ、その結果、一月二八日現在四八団体から賛同の表明がなされた。

一月五日、障害年金改正第一回準備会が開かれ、一月一六日には学習討論

会(当会より一ノ清氏出席)がもたれ今日に至りました。

次に運動方針の提案があり、おおよそ次のとおり決定されました。

(運動方針) 国民皆年金といわれる今日、障害年金をもらっている人は約七〇万人でしかありません。障害者は一四〇万人(厚生省調べ)といわれ、その上に長期療養患者を加えますと数百万人は障害年金の対象者であることが予想できます。

しかし、現在の障害福祉年金、各種障害年金制度(法律)はきわめて古い考え

方と実態にもとづいて作られたもので、多くの制度をもち、よういに支給できないようになっていきます。

そこで、次のような改正要求を決めました。

一、年金額、スライド、財政方式について

各種障害年金の最低保障額を月額四万円に、障害福祉年金の年金額は、一級四万円、二級三万円に、スライドは賃金の変動にもあわせて支給月ごとに。その他。

二、被保険者、年金受給権者について
納付要件の改正(廃疾認定日を過ぎてからでも逆登って払込みは支給できるように)

三、障害(福祉)年金の障害等級認定基準について

国民年金にも、厚生年金と同様に三級を新設して下さい。

人工腎臓、その他慢性病、いわゆる難病などの認定基準をあらたに作って下さい。その他。

四、その他について

現況届に添付する診断書の提出は、毎年ではなく、原則的には三年以上の間隔

で。

時効をてっばいし、請求がおくられてもさかのぼって下さい。その他。

また、運動の進め方については、おおよそ次のとおり決まりました。

(一) 国会請願署名(募金)あつめと宣伝目標一〇万円。一〇〇万円。

(二) 政府、関係審議会に対し

厚生省に対しては引き続き陳情、一月一日に年金局長と面会予定。

二年、厚年の審議会に対しては、改正要求をもち込んだ要請書を渡し、改正が必要であるとの意見書を出してもらうよう要請する。

特に廃疾認定日を早めることと、事後重症制については、五〇年度にも改正してもらうよう働きかける。

(三) 運動資金は募金と分担金(月、一口三〇〇円から三〇〇〇円)とする。

次に役員については、次の通り決定しました。

会長 上田 昭(全腎協)

副会長 古川圭介(日患同盟)

黒岩(全視協)、小野寺

(膠原病)、前田(互療会)

宮内(障都連)

事務局長 山本洋二

会 計 石綿

監 査 村田、佐藤

そして、最後に宮内氏(障都連)の宣言があり閉会した。

私たち東腎協としては、次の二点について発言した。

(一) 今回の運動について、公務員の人達に不満の多い、共済年金の廃疾年金について取り組んでもらうよう提案した。最初は二年、厚年に限るとの答弁であったが、再度要請を行ない、同時に取り組んでもらうよう了承していただいた。

(二) 納付要件の改正、つまり廃疾認定日の前日において納付要件を満たしていなければ受給できない点については、廃疾認定日後においても、さかのぼって納付すれば支給してもらえよう強く運動してほいたい。

これらの点については、運動に取り入れていただくことになった。おおよそ以上のとおりであった。

(文責・泉山)

厚生年金保険及び船員保険に関する障害年金の改正きま

機関紙第六号においては、国民年金保険に関する障害年金の改正についてお知らせしましたが、今号では厚年関係について正式文書を入手したのでお知らせいたします。

このことについては、昭和四九年九月一四日付、庁保発第二五号により、社会保険庁年金保険部長より各都道府県知事あてに通達が出されました。

その内容はおおよそ次のとおりですが別掲記事も参考にしながら、御利用下さい。

● 通達の概略

1. 従来は「厚生年金保険の廃疾認定要領(昭和四〇年三月二四日庁保発第八号通達)」などにより認定しているところであるが、腎臓疾患にかかると認定については、当分の間、次により取り扱うこととした。

2. 認定の時期

初診日より起算して三年を経過した日としているが、人工透析療法を受けている者については、はじめて当該療



3. 廃疾の程度の認定
 法を受けた日から起算して三カ月を経過した日（初診日から起算して三年以内の日に限る）とする。

廃疾の程度の認定については、廃疾の程度を認定する時期における状態につき、臨床症状または腎機能検査成績及び労働能力を総合的に判定のうえ認定する。

なお、廃疾の程度を判定するにあたり、厚生年金保険法別表第一または船員保険法別表第四欄に定める一級、二級、若しくは三級に該当すると思われる廃疾の状態は、おおむね別表のとおり。

廃疾の程度	臨床症状	腎機能検査成績	労働能力
1 級	次のいずれかの所見を有するもの ア 尿毒症性心包炎 イ 尿毒症性出血傾向 ウ 尿毒症性中枢神経症状	クレアチニン値が判明しているものについては、次の数値を示すもの。 ア 内因性クレアチンクリアランス値 10ml/分未満 イ 血清クレアチニン濃度 8.0mg/dl以上	労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護を必要とするもの。
2 級	次のいずれか2以上の所見を有するもの ア 腎不全に基づく末症神経症 イ 腎不全に基づく消化器症状 ウ 水分電解質異常 エ 腎不全に基づく精神異常 オ X線上における骨異栄養症	クレアチニン値が判明しているものについては、次の数値を示すもの。 ア 内因性クレアチンクリアランス値 10ml/分以上 20ml/分未満 イ 血清クレアチニン濃度 5.0mg/dl以上 8.0mg/dl未満	労働が高度の制限をうけるか、または、労働に高度の制限を加えることを必要とするもの。
3 級	カ 腎性貧血 キ 代謝性アシドーシス ク 重篤な高血圧症	クレアチニン値が判明しているものについては、次の数値を示すもの。 ア 内因性クレアチンクリアランス値 20ml/分以上 30ml/分未満 イ 血清クレアチニン濃度 3.0mg/dl以上 5.0mg/dl未満	労働が制限をうけるかまたは、労働に制限を加えることを必要とするもの。

- (注) 1. 臨床症状については、列記以外の症状でこれらに準ずるものを含め当該症状の程度および持続性等を勘案のうえ廃疾の程度を判定する。
 2. 腎機能検査成績は、最も病状を適切にあらわしていると認められる数値による。
 3. 人工透析療法をうけている場合には、当該療法をうけた直後における腎機能検査成績も参考のうえ廃疾の程度を判定する。

昭和五〇年度予算要求 都民集会開かれる

さる二月一日、三宅坂の社会文化会館において、「昭和五〇年度予算要求都民集会」が開かれた。

当会よりも泉山副会長が出席し、当会の実態、要求を説明し他の団体等の理解を深めるよう努力を行なった。

全腎協

「腎臓病患者の医療と生活の改善を要望する」請願行なう

全腎協では、政局混乱のため大変遅れておりました臨時国会が開かれますのでかねてより準備の国会請願を行ないました。

二月一日(金)午後一時より

この請願には、全国より十万人をこす人々の署名が集まり、八項目にわたる請願書と一緒に国会に提出されました。

なお、詳細につきましては、全腎協機関紙を参照して下さい。

第八回役員会報告

東腎協事務局

定例の役員会が一月二〇日、千駄ヶ谷区民会館にて行なわれました。主な内容は次のとおりです。

1 報告事項

① 署名中間発表

(二月二日現在)

全腎協 一〇、三三一名

東腎協 五、二四〇名

今後、各党に請願要請するが、日程は三役にて決定する。

② 厚生省関係

○ 身体障害者雇用促進月間のセミナーに参加(泉山、一ノ清)したが、雇用の問題に終始されあまり発言の機会も与えられなかった。

③ 障害年金の廃止認定改正について

④ 機関紙編集会議(二六日)

アンケート検討会(二七日)

⑤ 都庁関係

○ 悪性高血圧症に公費負担を都が行な

うことになった。

○ 五、〇〇〇円福祉手当が支給され始めた。

⑥ 全腎協事務局専従者について

全腎協の運営委員会にて専従者に、小林事務局長が決定した。そして東腎協も事務局に同居することに決定し、事務所開きを一月一〇日に行なう。また事務所の管理費月額二、〇〇〇円については東腎協負担。

⑦ 東腎協財政難の折から各薬品会社に

供出依頼を求めた結果二・三の会社より良い回答を得た。

2 討議事項

今回は値上げの問題を次回にやることになったので、別に討議事項なし。

3 その他

●ポスター配布について

区役所(堀江) 都庁(泉山) 保健所(平沢・石坂) 都立病院(泉山) 私立病院(山本) 東腎協(吉田) 報道関係(泉山) 市町村(一ノ清) 但し、八王子(石坂) 立川、昭島(伊藤)



第9回役員会にて

第九回役員会報告

十一月十七日
渋谷区大向区民会館にて

1 報告事項

① 第六号機関紙関係報告

費用 一十二万円

広告収入(奥野) 五万円

② 協力会社回り(一〇月二二日)

小川、泉山、平沢氏参加

③ 総評の弱者救済についての話し合い (一〇月二五日)

小川氏参加

④ 五〇年度予算についての各党要請行動 (一二月五日)

小林、泉山、糸賀、平沢氏参加

⑤ 都庁関係 (一二月五日)

小林、泉山、糸賀、平沢氏参加

⑥ 衛生局業務課長、民生局計画課企画係長、労働局援護係

⑦ 事務所開設についての打合せ (一二月五日)

石坂、小林、泉山、山本、一ノ清氏参加

⑧ 全腎協、東腎協事務所開き (一二月一〇日)

⑨ 泉山、堀江、一ノ清、堀内氏参加

⑩ 年金関係厚生省交渉(主催・全腎協) (一二月二日)

泉山、堀内、加藤氏参加

⑪ 東大人工腎臓シンポジウム (一二月一三日)

堀江、井田、阿部氏他数人参加

⑫ 透析患者の実態について話した。

⑬ 年金問題学習会(患者団体主催) (一二月一六日)

一ノ清氏参加

⑭ 実態調査報告書関係 二、〇〇〇部 一二月二日発行

⑮ 五〇年度予算要求都民集会 実行委準備会 (一二月一八日)

糸賀氏参加

2 討議事項

① 東京都衛生局長へ五〇年度予算の要請行動について

一二月二九日 午前中に行なう

② 都議会請願について

一二月二九日 午後に行なう

③ 第三回総会準備

小林副会長がスケジュールを作成、

一二月の役員会で検討

④ 親睦会の開催について

場所 千駄ヶ谷区民会館

⑤ 年金関係、食事の相談に応じる

障害年金改正推進集会について

一二月五日 都勤福会館

⑥ 来年度予算及び値上げ問題、一二月役員会にて検討する。

以上

腎友会

だより

2

代々木病院腎友会

東京都渋谷区千駄ヶ谷1の31の5

代々木病院透析室内

電話(四〇四)七六六一

代々木病院腎友会の創立、発展は腎外来、透析を受け持つ坂医師と病院の協力を抜きにしては語れません。

今から五年程前です。腎炎の入院患者が増えてしまい、いくつかの病室を占領



毎週水曜日、腎外来とあわせて
も受けられる腎友会受付

するに至りました。入院しても余り変化のない患者だけに坂先生は他の患者に時間をとられ、ほとんど病室にも姿をみせないため腎炎患者の不満が出されました。それでは……と考え出されたのが二週間に一度の腎臓病についての学習会。何も知らなかった患者も腎臓病についての知識を知り、患者が自主的に管理することの大切さを学んで、翌年の昭和四十六年二月一日腎友会を発足させました。またこの頃、全腎協を創立させる時にも大きな力を発揮しました。

腎友会の主な活動は、年に数回開く学習会(腎臓のはたらき、検査、食事療法など)、隔月発行の腎友会ニュース(現在20号)、毎週水曜日は腎臓専門外来があり、この日は役員が早く来て会員から寄せられる疑問や質問を受け、また会員は一人ひとりに用意されている管理カードにその日の検査結果(尿検、血沈、血圧など)を各自記入することによって自分の症状を管理していこうと努力しています。

現在、透析患者九名、腎不全十名前後、ネフローゼ・腎結核数名を除き、ほとんど慢性腎炎患者です。慢性腎炎のうち十分病気を管理して、腎不全・透析にな

らないようにすることが大事ですが、幸い坂医師、病院側の協力が得られるので腎友会の活動がここまでキメ細かくできるのだと思います。(加藤記)

腎臓移植普及会からの

お知らせ

腎臓移植普及会では、昭和五〇年一月一八日(土)に次のような内容で総会と記念講演会を行ないますので数多くの方々の出席をお待ちしております。

第一部 総会(午後一時～一時三〇分)
第二部 記念講演会(一時三〇分～四時)

- 一、わが国医療制度の現状と展望
厚生省医務局長 滝沢 正氏
- 二、家庭透析の現状と将来
名古屋大学助教授小林快三先生
- 三、新しい輸血システムと腎治療
東京大学第二外科 三浦健先生
- 四、屍体腎移植の実状と普及への道
千葉大学助教授 岩崎洋治先生
- 第三部 映画(四時～四時三〇分)
「明日への希望―腎移植―」



日本臓器移植学会

四時三〇分 散会

日時 昭和五〇年一月一八日(土)

午後一時開会

場所 東京 日比谷 第一生命ホ

ル(おほりばた) (第一生命

ビル六階)

交通 千代田区有楽町一―一九

T E L (二一六) 三八一〇

三八二八

国電 有楽町駅 下車二分

地下鉄日比谷線 日比谷駅 下車一分

地下鉄都営六号線 日比谷駅 下車一分

地下鉄有楽町線 有楽町駅 下車二分

至池袋、上野

至新宿、渋谷

事務所開設のお知らせ

全腎協では会の発展にとまない、この度次のように事務所を開設し一月一日より会務を開始することになりました。今後ともよろしくご指導、ご支援のほどお願い申し上げます。

なお同事務所には東腎協も同居致しますのであわせて宜しくお願い致します。お近くにおいての節は、お気軽にお立ち寄り下さい。(専従者 小林孟史氏)

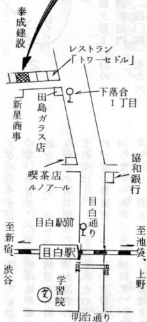
〒161 新事務所 東京都新宿区下落合 目白ビル(第二)

電話 〇三(九五二)五三四〇

交通 国電山手線目白駅下車 徒歩五分

全国腎臓病患者 連絡協議会事務所

住所 東京都新宿区下落合 3-15-29 田沼ビル(第二)2階



新本紹介

このたび「透析食の献立」という本が発行され、全腎協上田会長より推薦がありました。カラー写真入りで七〇種類程度で、もちろん作り方や、カロリー等すべて判りやすく編集してあります。御希望の方は左記宛に代金を添えて申し込み下さい。

なお、できるだけ病院腎友会単位に取りまとめて下さい。

一、「透析食の献立」 一、三〇〇円

二、申込先 発行所 小玉株式会社

郵便振替

(加入者名) 東腎協

現金書留

〒 東腎協財政部

「親睦会」中止のお知らせ

事務局では、役員会にて五〇年一月中に「会員の親睦会」を計画し準備を進めてきましたが、場所を確保することが出来なくなりましたため、中止にしましたので御了承して下さい。

編集後記

本年もよろしく。(担当・糸賀)